

理事会議事録謄本

公立大学法人岐阜県立看護大学 令和4年度第5回理事会 議事録

1 開催日時 令和4年12月23日（金） 10：25～11：37

2 開催場所 公立大学法人岐阜県立看護大学 理事長室

3 理事の定数 6名

4 出席理事の氏名 理事長 北山 三津子

理 事 松下 光子

理 事 土井 充行

理 事 國枝 敏郎

理 事 水谷 邦照

5 出席監事の氏名 監 事 芝 英則

監 事 滝 文謙

6 付議事項

第1号議案 令和4年度収支補正予算について

第2号議案 令和5年度予算編成方針について

第3号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学役員報酬規程の一部改正について

第4号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与規程の一部改正について

第5号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学特任教授の就業等に関する規則の一部改正について

第6号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学役員報酬・退職手当の支給基準の変更について

第7号議案 教員の人事について

7 議事経過の概要及び結果

午前10時25分、土井事務局長の司会進行により理事長は開会のあいさつをし、定款第16条第1項の規定により議長となり、午前10時28分、理事会の開会を宣言した。事務局より本日の出席者について、理事現在数6名のうち、出席理事5名で、定款第16条第3項に定める定足数に達していることを報告した。

議長は、事務局の報告に基づき、本理事会が有効に成立していることを宣言した。

議長は、議事録署名人の選出について、議長一任を諮り、土井理事及び國枝理事を指名した。

第1号議案 令和4年度収支補正予算について

議長は、第1号議案の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第1号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

電気代、ガス代の増額見込額の計算方法について質問があり、今年度の使用状況及び過去の使用量等を確認して計算していることが説明された。

議長は、他に質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第1号議案を可決した。

第2号議案 令和5年度予算編成方針について

議長は、第2号議案の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第2号議案を説明した。説明の中では第1号報告についても説明がなされた。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

看護実践改革モデル施設づくり事業の内容について質問があり、本学の理念「岐阜県の看護の質の向上に貢献する」を実現するための方法として、本学が開学当初より実施している県内医療機関等との共同研究や看護実践研究により培った知識・技術を施設の課題に応じて集中的に活用し、その施設の看護の改善・改革を推進することを目的とした事業であることが説明された。

新奨学金制度の内容について質問があり、これまで本学独自の奨学金制度として経済的に修学困難な学生を対象に実施してきたが、現行制度での対象者は国の修学支援新制度の対象者と重なるため、本学の理念にあった活動や教育目的にあった人材を輩出できるよう制度を見直していくことが説明された。

自己収入の獲得方策について質問があり、昨年度に他大学の状況調査を実施して具体的な方法を検討していること、国や県等の補助制度に関する情報を収集して積極的に活用をしていくことが説明された。また、補助金及び寄附金収入が令和3年度減少していることから今後の獲得見込みについて質問があり、第3期中期計画期間の財政見通しでは厳しい見通しとしているが、獲得に向けた取組を積極的に進めしていくことが説明された。

運営予算を1%減額することの是非について質問があり、第2期中期計画期間中は1%減額を継続してきたため更なる減額は厳しい状況ではあるが、第3期中期計画期間の財政見通しを鑑みると、1%減額を継続する必要があることが説明された。

議長は、他に質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致

で第2号議案を可決した。

第3号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学役員報酬規程の一部改正について

第4号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与規程の一部改正について

第5号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学特任教授の就業等に関する規則の
一部改正について

第6号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学役員報酬・退職手当の支給基準の
変更について

議長は、第3号議案から第6号議案について、一括審議することを提案した。

事務局は、議案書に基づき第3号議案から第6号議案までを説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

議長は、質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第3号議案から第6号議案を可決した。

第7号議案 教員の人事について

議長は、第7号議案の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第7号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

選考基準の1つである学術論文について質問があり、学術雑誌等に掲載されている査読付き論文を学術論文として評価していることが説明された。加えて、学術論文は自身の研究成果を発表するためにまとめたものであり、各雑誌等の投稿規程に定められた範囲内で研究の目的・方法・結果及び考察を記述するものであることが説明された。

議長は、他に質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第7号議案を可決した。

第1号報告 第3期中期計画期間における財政見通しについて

第2号報告 岐阜県立看護大学職員等宿舎の維持及び修繕基金の廃止について

第3号報告 教員及び職員の人事について

第4号報告 各対策会議の開催状況について

議長は、第1号報告から第4号報告の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第1号報告から第4号報告を説明した。

議長は、報告事項に対し、質問、意見等を求めた。

第2号報告である修繕基金の廃止に関しては、理事会の議案として審議を行うべきであるとの意見が出された。事務局より、修繕基金規程は理事会に諮るべき重要な

規程とはなっておらず、基金創設時にも理事会に諮られていないことから、廃止についても報告としたことが説明された。今後新たに基金を創設及び廃止する際には、理事会において審議を行うこととされた。

議長は、他に質疑、意見等がないことを確認し、午前11時37分理事会の閉会を宣言した。

以上の議事が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は次のとおり署名押印する。

令和5年1月18日

公立大学法人岐阜県立看護大学令和4年度第5回理事会

議長 理事長 北山三津子 

議事録署名人 理事  壱井充行

議事録署名人 理事 國枝敏郎 